

意見書

「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を  
反映した新法の制定を求める意見書

すべての障がい者が、基本的人権を享受する個人として尊重される社会を実現するため、国は、障がい者に係る制度の集中的な改革を目的として平成21年12月、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、この下に平成22年4月「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」を発足させ、18回に亘る審議を経て、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を取りまとめたところである。

この提言は、「障害のない市民との平等と公平」、「格差の是正」、「本人のニーズにあった支援サービス」など6つの目標を盛り込んだ「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求めているものであり、障がい者の基本的人権の行使を支援し、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながるものと高く評価できるものである。

この提言は、障がい者及びその家族、事業者、自治体の首長、学識経験者等による真摯かつ熱心な審議によって取りまとめられたものであり、十分に尊重されなければならない。

よって、国においては、今通常国会で審議を予定している新法の制定について、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の趣旨を十分に反映させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あて  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

山形県議会議長 平 弘 造

以上、発議する。

平成24年3月15日

提 出 者 山形県議会厚生労働環境常任委員長 高 橋 啓 介